

## 浦安市特別会計条例の一部を改正する条例（平成22年条例第26号）

### 1 制定の理由

浦安市老人保健特別会計を廃止するため、改正を行うこととした。

### 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

## 浦安市条例第 26 号

### 浦安市特別会計条例の一部を改正する条例

浦安市特別会計条例（昭和39年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 浦安市老人保健特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。